

＜地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項＞

パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方について

＜注意事項＞

- 意見について誤字、脱字等がある場合は、表現を修正しております。

○ 意見数 7 者・10 件（5 事業者・7 件／2 団体・3 件）

＜内訳＞

事項番号	事項	件数
1	制度概要	3 件
2	評価方法	4 件
3	報告書に記載する主な事項	3 件
4	地球温暖化対策の目標設定、実施及び報告	0 件
5	知事による公表事項	0 件

1 制度概要（3 件）

No.	意見	都の考え方
1	再生可能エネルギー等の導入実績に関して、「取組実績が優良な事業者」を評価・公表することに異論はないが、排出量削減の目的を逸脱することのない、バランス感のある運用を行っていくべきである。 ＜理由＞ 本制度の目的は、再生可能エネルギーの普及ではない。	地球温暖化対策報告書制度は、都内中小規模事業所(原油換算で年間 1,500 kL 未満の事業所)を対象に、その設置者が簡単に事業所ごとの CO2 排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施していただくことを目的としています。このうち、都内に多くの事業所を設置する企業等においては、本社等が一括して報告書を取りまとめ、都への報告を義務としております。 本制度では、CO2 排出量の削減に向け、指針等において地球温暖化対策メニューを定めており、省エネルギーの運用対策や設備導入対策、再生可能エネルギーの導入等について示しています。 今回の制度改正では、CO2 削減の優れた取組を行っている事業者を評価・公表するもので、再生可能エネルギー等の導入実績に関する評価については、ランクの付与とは別に☆印などで評価いたします。また、CO2 排出量削減率等の算定に際し、再生可能エネルギー等による CO2 排出量削減実績を報告した場合には、その値を反映することができることも検討します。これらの方策により、再生可能エネルギー等の導入に積極的な取組を行う事業者の後押しにつなげていきます。

No.	意見	都の考え方
2	事業所がアピールできるものとして、認定ロゴマークや認定証等の配布を要望致します。 <理由> 中小規模事業所において、省エネの取組の程度を評価することについて、削減意欲の向上につながることから賛成いたします。認定事業所の公表について、トップレベル事業所でもそうであったように、HP 上等での公表だけでは認知度は向上しません。	ランクを付与された事業者が所有する事業所に掲示できるツールの提供や優良事例をセミナーでPRしていただくことなど、一般都民、投資家等に向けた情報発信を工夫してまいります。
3	中小規模事業所における地球温暖化対策の推進について、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl未満の場合、義務が発生していませんが、例えば削減された温室効果ガスの量に応じて、税金を軽減する、といった制度があれば、積極的に取り組む企業や、それをきっかけに取り組みを促すことができると考えます。積極的な企業のHPでの公開はとても良いと思います。	都はこれまでも、中小企業者が都内の中小規模事業所等に特定の省エネルギー設備等を取得した場合、事業税（法人事業税・個人事業税）を減免する省エネ促進税制を実施しております。減免の対象者は、地球温暖化対策報告書を提出していただくこととしております。 また、ランクを付与された事業者を都のホームページで公表するなど、一般都民、投資家等に向けた情報発信の方法等を工夫してまいります。

2 評価方法（4件）

No.	意見	都の考え方
1	事業者の評価において、原単位改善率を用いる考え方を入れる案に賛同する。 <理由> 異常気象やインバウンドの増加、オリンピックの開催等の、自社ではコントロールできない事由で総量が増加してしまう場合においても、事業所の努力を別軸で評価でき、有意義である。	原案のとおり、地球温暖化対策報告書制度は、事業者単位の報告であり、毎年度、新設・廃止等により事業所数が増減する制度の特性を踏まえ、評価の視点には、「CO2 排出量削減率」に加えて、「原単位改善率」も取り入れて評価いたします。
2	単純なCO2排出量の総量による評価（＝排出量削減率）は、保有ビル数の増減に比例して変動してしまう値であるため、省エネ努力が反映されづらく、評価基準として不適切である。	地球温暖化対策報告書制度は、都内中小規模事業所(原油換算で年間1,500kl未満の事業所)を対象に、その設置者が簡単に事業所ごとのCO2排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施していただくことを目的としており、本社等で一括して報告書を取りまとめ、都に報告する制度です。 原案のとおり、地球温暖化対策報告書制度は、事業者単位の報告であり、毎年度、新設・廃止等により事業所数が増減する制度の特性を踏まえ、評価の視点には、「CO2 排出量削減率」に加えて、「原単位改善率」も取り入れて評価いたします。
3	省エネ法でも年平均1%以上の低減を維持することが困難との認識がある中で、今回の評価基準を1.3%、2.6%としている根拠が不明である。また、省エネ法と違いテナント管理権限分も含めたエネルギーで評価されるため、テナントビルではテナントによる影響が大きく、報告義務者の努力が平等に評価されないため、不公平な評価制度であり、受け入れられない。	評価の水準は、都の2030年削減目標の達成に向けた、対象事業所の目標排出量を踏まえて設定するとともに、より優れた取組を行う事業者を評価し、更なる省エネ行動に努めていただきたいという趣旨から、1.3%と2.6%の削減水準を設定いたしました。 地球温暖化対策報告書制度では、事業所ごとにCO2排出量等の報告を求めている、テナントビルでは、建物全体を報告対象としています。また、指針等において地球温暖化対策メニューを定めており、オーナーとテナントとの協力体制の整備などを通じたCO2削減の推進について示しています。今回の制度改正では、こうした制度の趣旨を踏まえ、原案のとおり、建物全体のCO2削減量等を基に、優良な事業者の評価・公表を行います。

No.	意見	都の考え方
4	「2030 年に 2000 年比 30%削減」という現在の都の温室効果ガス排出削減目標がパリ協定に沿わないことを踏まえ、目標を引き上げる必要がある。それに伴って取り組み実績が優良な事業者の評価基準も再検討するべきである。	削減の水準は、2030 年目標を踏まえた水準を設定しておりますが、進捗状況や事業者の取組状況等に応じ、一定期間で削減水準の見直しを検討いたします。

3 報告書に記載する主な事項（3件）

No.	意見	都の考え方
1	グリーン電力（熱）証書の利用についても、再エネ導入実績として取り扱っていただきたい。また、CO2 の排出量を計算する際にも反映いただきたい。 ＜理由＞ グリーン電力（熱）証書は、エネルギーを選択する仕組みとして国内に定着しており、また国際的なイニシアチブの報告でも同様であるため。	証書による環境価値の利用については、グリーン電力（熱）証書の利用についても対象といたします。
2	CO2 排出量に加え、カーボンインサイトとして、費用換算した場合の金額を記載したいほうがいいと考えます。 100CO2-ton と言われても、ピンときませんが、排出量 100 万円相当、とか削減量 100 万円相当といった記述があれば、その価値がわかりやすく伝わると考えます。	地球温暖化対策報告書制度は、都内中小規模事業所(原油換算で年間 1,500 kL 未満の事業所)を対象に、その設置者が簡単に事業所ごとの CO2 排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施していただくことを目的としています。このうち、都内に多くの事業所を設置する企業等においては、本社等が一括して報告書を取りまとめ、都への報告を義務としております。 都は、本制度の趣旨を踏まえた上で、原案のとおり、事業者単位での CO2 削減量等に着目し、優良な事業者を評価・公表する制度の導入を通じて、事業者の取組意欲を更に喚起してまいります。
3	大規模事業所として登録されている事業所は総量削減義務制度で事業所ごとに報告し、それ以外の事業所については地球温暖化対策報告書制度にて報告を行っています。このため、エネルギー使用量の増減により、総量削減義務制度と報告書制度で別々に報告を行っています。総量削減義務制度もしくは地球温暖化報告書制度のどちらかに報告をまとめる等を行い、事務処理の効率化をお願いしたい。	地球温暖化対策報告書制度は、都内中小規模事業所(原油換算で年間 1,500 kL 未満の事業所)を対象に、その設置者が簡単に事業所ごとの CO2 排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施していただくことを目的としています。このうち、都内に多くの事業所を設置する企業等においては、本社等が一括して報告書を取りまとめ、都への報告を義務としております。 一方、総量削減義務制度は、大規模事業所(原油換算で年間 1,500 kL 以上の事業所)を対象に CO2 排出量の削減義務を課す制度です。各制度の目的や対象が異なることから、それぞれ報告の提出等を求めています。なお、今後とも事務処理の負担軽減・効率化に努めてまいります。

4 地球温暖化対策の目標設定、実施及び報告 ⇒ 意見なし

5 知事による公表事項 ⇒ 意見なし